

厚 1 - 1 - 20 - 1  
平成 7 年 7 月 26 日登録

## 老人保健事業報告

## 1 健康手帳の交付

報告年度	市区町村名	報告表番号
08	01	

都道府県名 市区町村名

## 1(1) 医療受給資格者への医療受給者証の交付状況

	前年度末現在数 (1)	新規交付 (年度中) (2)	資格喪失 (年度中) (3)	年度末現在数 (4)
70歳以上(01)				
65歳～69歳 (法第25条第1項 第2号該当者)(02)				
計(03)				

- (注) 1 法第13条の規定により市町村(特別区を含む)が行った健康手帳及び医療受給者証の交付状況を把握するものであること。  
2 「新規交付(年度中)(2)」には、年度中ににおいて、交付(再交付及び更新を除く)した者の数を計上すること。  
3 「資格喪失(年度中)(3)」には、年度中ににおいて、医療受給者を喪失した者の数を計上すること。  
4 「65歳～69歳(法第25条第1項第2号該当者)(02)」の者が交付を受けている者が70歳に達した時は、70歳以上「新規交付(年度中)(2)」及び  
65歳～69歳「資格喪失(年度中)(3)」の間にそれぞれ計上すること。  
5 計は内容と一致すること。

{(1)}=前年度報告の(4)。 {(1)+(2)-(3)}=

6 計は内容と一致すること。

## 1(2) 医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

	40歳～59歳 (1)	70歳以上 (2)	計 (3)
交付数 (年度中) (01)			

(注) 7 本年度中の健康手帳交付数を、該当する年齢階級の区分に計上すること。

11

## 老人保健事業報告

厚 1 - 1 - 20 - 2  
平成 7 年 7 月 26 日登録

## 2 健康教育

報告年度	市区町村名	報告表番号
08	02	

都道府県名 市区町村名

20

	開催回数 (1)	参加人員 (2)	従事者延人員						
			医師 (3)	歯科医師 (4)	衛生士 (5)	保健婦(士) (6)	栄養士 (7)	その他 (8)	計 (9)
一般健康教育(01)									
肺がん予防(02)									
乳がん予防(03)									
大腸がん予防(04)									
糖尿病予防(05)									
骨粗しょう症予防(06)									
病態別健診教育(07)									
寝たきり予防(08)									
歯(09)									
計(10)									

(注) 1 法第14条の規定により、市町村(特別区を含む)が行った健康教育の開催状況を教育内容別に把握するものであること。

2 「開催回数(1)」には、開催した場所(会場)ごとに、1日を1単位として開催回数を計上すること。

3 「改善者延人員(3)～(8)」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・嘱託等を問わず、開催した場所(会場)ごとに、1日を1単位として従事した延人員をそれぞれの区分に計上すること。

4 表記ごとに下記の留意点が成立すること。

{(1)&lt;(2)}

5 計は内容と一致すること。

12

## 3 健康相談

報告年度	市区町村名	報告表番号
08	03	

30

	開催回数 (1)	被相談人員 (2)	従事者延人員						
			医師 (3)	歯科医師 (4)	衛生士 (5)	保健婦(士) (6)	栄養士 (7)	その他 (8)	計 (9)
一般健康相談(01)									
糖尿病(02)									
病態別食生活(03)									
癌(04)									
老人(05)									
計(06)									

(注) 1 法第15条の規定により、市町村(特別区を含む)が行った健康相談の開催状況を相談内容別に把握するものであること。

2 「開催回数(1)」「被相談人員(2)～(8)」には、「2 健康教育」に準じて計上すること。

3 表記ごとに下記の留意点が成立すること。

{(1)&lt;(2)}

4 計は内容と一致すること。

平成 8 年度

厚 1 - 1 ~ 20 - 3  
平成 7 年 7 月 26 日登録

## 老人保健事業報告

## 4 基本健康診査

報告年度	市区町村番号	報告書番号
08		04

都道府県名 市区町村名

## 4(1) 受診者及び指導区分別状況

4|1

	受診者数(年度中)		指導区分別実人員				
	基本健康診査 (1)	選択実施人員 (2)	訪問基本健康診査 (3)	異常認めず (4)	要指導 (5)	要医療 (6)	計 (5)+(6) (7)
40歳～49歳(01)							
50歳～59歳(02)							
60歳～69歳(03)							
70歳以上(04)							
計(05)							

- (注) 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む)が行った基本健康診査の実施状況を把握するものであること。  
2 「選択実施人員(2)」には、心臓検査、歯科検査、皮膚検査及び血算検査を受けた実人員を計上すること。  
なお、同一人が複数の検査項目を使用した場合は「1」として計上すること。  
3 「指導区分別実人員(4)～(6)」には、本年度中に基本健康診査を受けた者の検査結果を指導区分別に実人員で計上すること。  
なお、同一人が要指導・要医療の両方に該当する場合は要医療に計上すること。ただし、訪問基本健康診査の受けきは計上しないこと。  
4 説明ごとに下記の審査式が成立すること。なお、成立しない場合は欄外に記すこと。  
(1) (1)+(2) = (4)+(5)+(6)

## 4(2) 主な検査結果の指導・要医療者数

4|2

	高血圧 境界領域 (1)	高血圧 (2)	心電図 異常あり (3)	貧血 (4)	肝疾患 (5)	うちアルコール 性(5)を含む)	糖尿病 (7)	腎機能障害 (8)
40歳～49歳(01)								
50歳～59歳(02)								
60歳～69歳(03)								
70歳以上(04)								
計(05)								

- (注) 5 4(1)受診者及び指導区分別実人員の要指導及び要医療に計上した者について、主な検査結果別に該当する区分に計上すること。  
6 同一人が複数の区分に該当する場合はそれぞれの区分に計上すること。ただし、「高血圧境界領域(1)」「高血圧(2)」については、重複して計上しないこと。  
7 説明ごとに下記の審査式が成立すること。  
(1) (1)のそれぞれの数と4(1)受診者数及び指導区分別実人員(7)

## 4(3) 生活習慣改善指導実施状況

4|3

被指導実人員					従事者延人員				
40歳～49歳 (1)	50歳～59歳 (2)	60歳～69歳 (3)	70歳以上 (4)	計 (5)	医師 (6)	保健婦(士) (7)	栄養士 (8)	その他 (9)	計 (10)

- (注) 8 「従事者延人員」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等を問わず、実施した場所ごとに、1日を1単位として従事した延人員をそれぞれの区分に計上すること。  
9 計は内容と一致すること。

## 老人保健事業報告

厚 1 - 1 ~ 20 - 4  
平成 7 年 7 月 26 日登録

## 5 がん検診

報告年度	市区町村番号	報告書番号
08		05

都道府県名 市区町村名

5(1) 男一胃がん・肺がん・大腸がん

5|1

	受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査者 (年度中) (2)	結果別人員				
			異常認めず (3)	がんで あった者 (4)	がんの疑い のある者 (5)	がん以外 の疾患 であった者 (6)	未把握 (7)
胃 が ん	40歳～44歳(01)						
	45歳～49歳(02)						
	50歳～54歳(03)						
	55歳～59歳(04)						
	60歳～64歳(05)						
	65歳～69歳(06)						
	70歳以上(07)						
	計(08)						
肺 が ん	40歳～44歳(09)						
	45歳～49歳(10)						
	50歳～54歳(11)						
	55歳～59歳(12)						
	60歳～64歳(13)						
	65歳～69歳(14)						
	70歳以上(15)						
	計(16)						
大 腸 が ん	40歳～44歳(17)						
	45歳～49歳(18)						
	50歳～54歳(19)						
	55歳～59歳(20)						
	60歳～64歳(21)						
	65歳～69歳(22)						
	70歳以上(23)						
	計(24)						

- (注) 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。  
2 「新規別人員(1)～(17)」には、要精密検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員割合に計上すること。  
3 説明ごとに審査式が成立すること。  
(1) (1)～(17) = (2)～(17) + (3)～(17) + (4)～(17) + (5)～(17)

4 計は内容と一致すること。

平成 8 年度

老人保健事業報告

厚 1-1-20-5  
平成7年7月26日登録

5がん検診

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08	05	

都道府県名 市区町村名

52

5(2) 女一胃がん・肺がん・大腸がん

年 齢 組 合 算	受診者数 (年度中)	要精査者 (年度中)	結果別人員				
			異常認めず (3)	がんで あった者 (4)	がんの疑い のある者 (5)	がん以外 の疾患で かった者 (6)	未把握 (7)
胃 が ん	40歳～44歳 (01)						
	45歳～49歳 (02)						
	50歳～54歳 (03)						
	55歳～59歳 (04)						
	60歳～64歳 (05)						
	65歳～69歳 (06)						
	70歳以上 (07)						
	計 (08)						
肺 が ん	40歳～44歳 (09)						
	45歳～49歳 (10)						
	50歳～54歳 (11)						
	55歳～59歳 (12)						
	60歳～64歳 (13)						
	65歳～69歳 (14)						
	70歳以上 (15)						
	計 (16)						
大 腸 が ん	40歳～44歳 (17)						
	45歳～49歳 (18)						
	50歳～54歳 (19)						
	55歳～59歳 (20)						
	60歳～64歳 (21)						
	65歳～69歳 (22)						
	70歳以上 (23)						
	計 (24)						

平成8年度

(注) 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。

2 「結果別人員(1)-(7)」には、要精査検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員欄に計上すること。

3 表例ごとに齊次式が成立すること。

{11} = {2} + {3} + {4} + {5} + {6} + {7}

4 計は内容と一致すること。

老人保健事業報告

原 1-1-20-6  
平成7年7月26日登録

5がん検診

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08	05	

都道府県名 市区町村名

53

5(3) 女一子宮がん・乳がん

年 齢 組 合 算	受診者数 (年度中)	要精査者 (年度中)	結果別人員				
			異常認めず (1)	がんで あった者 (2)	がんの疑い のある者 (3)	がん以外 の疾患で あった者 (4)	未把握 (5)
子 宮 が ん 体 部	30歳～34歳 (01)						
	35歳～39歳 (02)						
	40歳～44歳 (03)						
	45歳～49歳 (04)						
	50歳～54歳 (05)						
	55歳～59歳 (06)						
	60歳～64歳 (07)						
	65歳～69歳 (08)						
	70歳以上 (09)						
	計 (10)						
乳 が ん 体 部	30歳～34歳 (11)						
	35歳～39歳 (12)						
	40歳～44歳 (13)						
	45歳～49歳 (14)						
	50歳～54歳 (15)						
	55歳～59歳 (16)						
	60歳～64歳 (17)						
	65歳～69歳 (18)						
	70歳以上 (19)						
	計 (20)						
乳 が ん 大 腸	30歳～34歳 (21)						
	35歳～39歳 (22)						
	40歳～44歳 (23)						
	45歳～49歳 (24)						
	50歳～54歳 (25)						
	55歳～59歳 (26)						
	60歳～64歳 (27)						
	65歳～69歳 (28)						
	70歳以上 (29)						
	計 (30)						

(注) 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。

2 「結果別人員(1)～(7)」には、要精査検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員欄に計上すること。

3 同一人口子宮がんと乳房がんの両方を受診した者については、それぞれの結果を「結果別人員」に計上すること。

4 表例ごとに齊次式が成立すること。

{11} = {2} + {3} + {4} + {5} + {6} + {7}

5 表頭の「受診者数(1)」の表頭 子宮がんの「体部」は「頭部」より妊娠確認などにそれぞれ小となるか又は等しくなること。

6 計は内容と一致すること。

平成8年度

厚 1-1-20-7  
平成7年7月26日登録

## 老人保健事業報告

### 6 総合健康診査

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08		06

都道府県名 市区町村名

6|1

### 6(1) 受診者の状況

受診者数					
男		女			
40歳 (1)	50歳 (2)	計 (3)	40歳 (4)	50歳 (5)	計 (6)

(注) 1 法第16条の規定により、市町村（特別区を含む）が行った総合健康診査の実施状況を把握するものであること。

### 6(2) 既往疾患検診の指導区分別状況

	要精査者 (1)	要指導者 (2)	異常なし (3)	計 (4)
40歳 (01)				
50歳 (02)				

6|2

### 6(3) 骨粗鬆症検診の指導区分別状況

	要精査者 (1)	要指導者 (2)	異常なし (3)	計 (4)
40歳 (01)				
50歳 (02)				

6|3

(注) 2 附は内容と一致すること。

厚 1-1-20-8  
平成7年7月26日登録

## 老人保健事業報告

### 7 機能訓練

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08		07

都道府県名 市区町村名

7|1

### 7(1) 機能訓練施設別実施状況

	市町村保健センター (1)	保健所 (2)	老人福祉センター (3)	特別養護老人ホーム (4)	老人保健施設 (5)	公民館 (6)	その他 (7)	計 (8)
実施施設数 (01)								
実施回数 (02)								
被指導延人員 (03)								

(注) 1 法第16条の規定により、市町村（特別区を含む）が行った機能訓練の実施状況を把握するものであること。

2 「実施回数（02）」には、実施した施設（場所）ごとに1日を1単位として実施回数を計上すること。

3 各項目ごとに下記の算式が成立すること。

{(01) × (02) ≤ (03)}

### 7(2) 機能訓練被指導人員

被指導人員			
実人員		延人員	
40歳～64歳 (1)	65歳～69歳 (2)	70歳以上 (3)	計 (4)

(注) 4 実人員(1)～(4)は、7(1)事由別機能訓練被指導実人員の男女別各年齢階級区分の和と等しくなること。

5 延人員(計(8))は、7(1)機能訓練被指導実施状況の表頭部の要素(03)とそれぞれ等しくなること。

### 7(3) 機能訓練従事者延人員

医師 (1)	理学療法士 (2)	作業療法士 (3)	看護師(士) (4)	看護師(士) (5)	その他 (6)	計 (7)

(注) 6 「機能訓練従事者延人員」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等を問わず、実施した施設（場所）ごとに、1日を1単位として従事した基人員をそれぞれの区分に計上すること。

### 7(4) 事由別機能訓練被指導実人員

	男			女				
	40歳～64歳 (1)	65歳～69歳 (2)	70歳以上 (3)	計 (4)	40歳～64歳 (5)	65歳～69歳 (6)	70歳以上 (7)	計 (8)
脳血管疾患の後遺症 (01)								
その他の (02)								
計 (03)								

(注) 7 「事由別機能訓練被指導実人員」には、同一人で表記の(01)及び(02)の両区分に該当する場合は(01)の区分のみ計上すること。

8 計は内容と一致すること。

平成8年度

7|4

厚 1 - 1 - 20 - 9  
平成 7 年 7 月 26 日登録

## 老人保健事業報告

### 8 訪問指導簿

報告年度	市区町村符号	報告書番号
08		08

都道府県名

市区町村名

8|1

#### 8(1) 訪問指導実施状況

	被訪問指導人員	被訪問指導傷病由別実人員(1)の再掲)		
		実人員 (1)	延人員 (2)	脳血管疾患の後遺症 (3)
寝たきりの者	40歳～64歳(01)			
	65歳～69歳(02)			
	70歳以上(03)			
	計(04)			
	口腔衛生指導(再掲)(05)			
	栄養指導(再掲)(06)			
	保健所活動分(再掲)(07)			
痴呆性老人	65歳～69歳(08)			
	70歳以上(09)			
	計(10)			
	保健所活動分(再掲)(11)			
要指導者	40歳～64歳(12)			
	65歳～69歳(13)			
	70歳以上(14)			
	計(15)			
	保健所活動分(再掲)(16)			
計(04)+(10)+(15)(17)				

(注) 1 法第19条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行った訪問指導の実施状況を把握するものであること。

2 「寝たきりの者」には、家庭において、寝たきりの状態あるいはこれに類する状態にある者について計上すること。

3 「痴呆性老人」には、家庭において、痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く。)について計上すること。

4 寝たきりの者又は、かつ痴呆性老人である者について訪問指導を行った場合は、その訪問指導の主たる目的により寝たきりの者又は痴呆性老人のいずれかに計上すること。

5 「要指導者」には、健常者等で健康管理上訪問指導が必要と認められた者について計上すること。

6 表記ごとに下記の算式が成立すること。

$$(1)+(2) \cdot [(1)-(3)+(4)]$$

7 表記ごとに下記の算式が成立すること。

$$(04)+(05)+(06)+(07) \cdot [(10)+(11)] \cdot [(15)+(16)]$$

#### 8(2) 訪問從事者延人員

8|2

	保健婦(土) (1)	看護婦(土) (2)	栄養士 (3)	歯科衛生士 (4)	その他 (5)	野 (6)
常勤(01)						
非常勤(02)						
計(03)						

(注) 8 訪問した対象者にかかるわらず、従事した延人員を計上すること。

9 常勤・非常勤の区分は、当該市町村の雇用形態により区分すること。

10 表記の「その他」は直接指導に従事する者で、理学療法士、作業療法士等について計上すること。来院事務員、ボランティア、運転手等は計上しないこと。

11 計は内容と一致すること。

平成 8 年度